

重層的支援体制整備事業 実施計画

I. 計画策定にあたって

1) 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化や人口減少、核家族による社会構造の変化が進むとともに、個人のライフスタイルの多様化に伴い、地域や家族のつながりが希薄化しています。また、個人や世帯の抱える課題は複雑化・複合化し、ひきこもりや80代の親が50代の子の生活を支える8050問題、ヤングケアラーなど複合的な問題を抱える世帯が増加し、従来の制度毎の福祉制度では対応が困難な状況です。

これらの課題に対応する包括的支援体制を整備するため、社会福祉法が改正され、「対象者の属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が令和3年4月に創設されました。

本市においては、令和4年度から重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施し、市内において段階的に実施エリアを拡大し、令和7年度から重層的支援体制整備事業を本格実施しています。

鶴岡市重層的支援体制整備事業実施計画（以下、「本計画」）は、本事業の具体的な支援体制に関する事項について、社会福祉法第106条5の規程により定めるものです。

2) 計画の期間

この計画の期間は、令和8年（2026年）度から令和12年（2031年）度の5年間とします。

重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では**狭間のニーズへの対応**などに課題がある。
(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
- このため、市町村において**属性を問わない包括的な支援体制**を構築できるよう、令和3年度から**重層的支援体制整備事業**を実施。

事業概要

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援**、**II 参加支援**、**III 地域づくりに向けた支援**を一体的に実施。
- 希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**。
- 実施自治体数…令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村

重層的支援体制整備事業の全体像



出典:令和6年度重層的支援体制構築推進人材養成研修 資料 地域共生社会の実現に向けて

2. 計画の基本的な考え方

1) 基本目標

一人ひとりが役割と生きがいを持ち、共に支え合いながら安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指し、重層的支援体制整備事業を中心に、行政、関係機関、地域住民等が連携・協働し、包括的な支援体制の整備を推進します。

目標1 身近な地域で気軽に相談できる福祉の総合相談体制づくり

複雑化・複合化した支援ニーズや制度の狭間に応じるために、行政や関係機関と連携し、日常生活圏域単位における世代・属性を問わない困りごとに応じる相談支援体制の整備を進めます。また、人口減少社会にあっても包括的な支援体制を維持できるよう、支援関係機関間の対応力や連携の強化を進め、既存制度等では対応できない支援ニーズにも対応できるように社会資源の開発等を検討します。

目標2 多様な主体の協働による誰もが活躍できる仕組みづくり

ひきこもりや社会的孤立等により、社会参加に向けた支援が必要な人に対し、適切な支援に結びつけるコーディネート機能の充実や社会資源の調整を行い、誰もが地域社会とつながり、「社会参加」できるように支援を推進します。

目標3 地域における孤立予防と住民主体による支え合いのまちづくり

少子高齢化や人口減少に伴い、地域で孤立しがちな人々を「気づきあい・つながりあい・支え合い・認め合う」地域支え合いの仕組みづくりの再構築に向け、行政や社会福祉の関係機関、NPO 法人、ボランティア団体、民間の事業所等の地域の多様な主体と連携した取組みを進めます。

3.目標達成のための取り組み

1)重層的支援体制整備事業の概要

本事業は、これまでの介護・障害・子ども・生活困窮の相談支援等の取組みを活かしつつ、対象者の属性を問わない相談支援、多様な社会参加の支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するものです。

なお、本市の重層的な支援体制においては、重層的支援体制整備事業交付金対象事業とそれ以外の関連する事業を包括的に運用することで、より重層的な支援体制を構築していきます。

本市においては、多機関協働事業、アウトリーチを通じた継続支援事業、参加支援事業の3つの事業を業務委託し、地域福祉ワーカー12名を配置し、複合的な課題を抱える人や家族への具体的な個別支援と、生活環境の整備や住民の組織化等の地域支援をチームアプローチによって総合的に展開します。

社会福祉法第106条の4第2項に基づく事業			
機能		既存制度の対象事業等	既存の相談支援機関
相談支援 法第106条の4第2項第1号	イ	【介護】 地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター
	ロ	【障害】 障害者相談支援事業	障害者相談支援センターにこころ
	ハ	【子ども】 利用者支援事業	こども家庭センター
	ニ	【困窮】 自立相談支援事業	鶴岡地域生活自立支援センター くらしステーション
参加支援 法第106条の4第2項第2号	新	—	事業内容 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて就労支援や見守り等居住支援などを提供
地域づくりに向けた支援 法第106条の4第2項第3号	イ	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの (地域介護予防活動支援事業)	
	ロ	【介護】 生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置
	ハ	【障害】 地域活動支援センター事業	障がい者地域生活支援センター翔
	ニ	【子ども】 地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター等
	ミ	【困窮】 生活困窮者の 共助の基盤づくり事業	民生児童委員サポーター制度
アウトリーチ等を通じた継続的支援 法第106条の4第2項第4号	新	—	事業内容 訪問等により継続的につながり続ける機能
多機関協働 法第106条の4第2項第5号	新	—	事業内容 世帯を取りまく支援関係者全体を調整する機能
支援プランの作成 法第106条の4第2項第6号		—	※多機関協働と一体的に実施

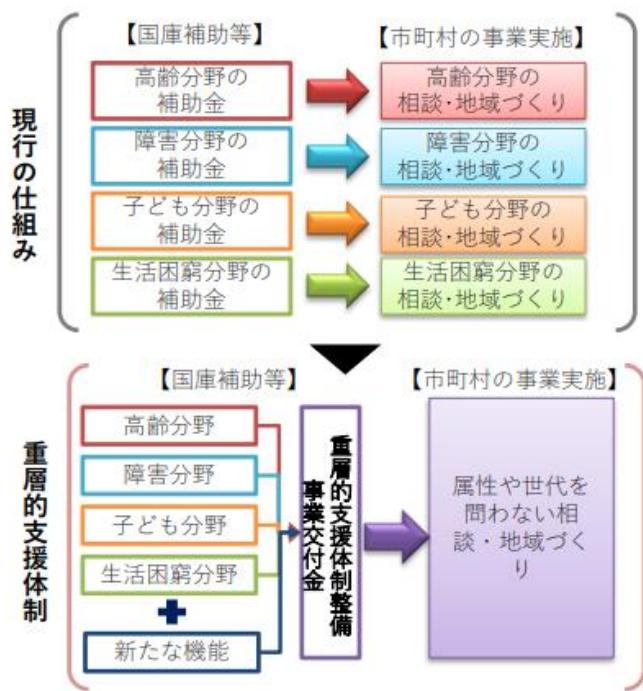
・既存の業務の総量を減らすための仕組みではなく、支援関係機関単独では対応が難しいケースに対し、各機関等が本来の機能を発揮し、また、住民主体の地域活動や地域における社会資源とも関わりながら、「チーム」として支援していく仕組みです。

・「複雑化・複合化した“後”的なケース対応を主眼に置いている」のではなく、複雑化・複合化する前段階での、早期発見、早期対応、あるいは予防につながる支援を目指します。

2) 重層的支援体制整備事業交付金について

本交付金については、介護、障害、子ども、生活困窮の分野を相談支援や地域づくりにかかる既存事業の補助金を一体化するとともに、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働といった、重層的支援体制の強化に資する新たな機能を追加して一括して、国・県から交付されます。

これにより、これまで分野ごとに実施していた、相談・地域づくりに関連する事業に対して重層的支援体制整備事業交付金として一体的に執行することが可能となります。



出典:厚生労働省ホームページ
令和2年度地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議

2) 事業の展開

(I) 包括的相談支援事業

本事業の目的は、介護、障害、子育て、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の世代や相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等を行うものです。

【本市の取組み】

高齢者分野では地域包括支援センター、障害児・者分野では障害者相談支援センターにこころ・相談支援センターあおば、こども・子育て分野ではこども家庭センター、生活困窮者分野では地域自立支援センターくらしステーションが包括的相談機関として位置づけられ、包括的相談機関で受け止めた相談のうち、複雑・複合的な課題を抱え、相談機関のみでは解決が難しい場合や支援の方向性の整理・支援関係機関の役割分担が必要な場合は、多機関協働事業につなぎます。

設置形態	内容
基本型	従来の機能をベースとしつつも、複合化・複雑化した支援ニーズを抱えた者の相談の受け止めや、他の支援関係機関へのつなぎなどに対応します。

① 実施体制

ア. 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、介護の相談や健康や福祉、医療や生活に関することなど、高齢者の総合相談機関です。また、介護予防マネジメントや権利擁護、継続的ケアマネジメント支援の役割も担い、各地域包括支援センターに主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士を1名以上配置しています。

対象分野	設置箇所数	設置形態	相談支援機関	対象圏域
高齢	11	委託 (地域型 11か所)	健楽園地域包括支援センター 地域包括支援センターなえづ 地域包括支援センターつくし 永寿荘地域包括支援センター 地域包括支援センターかたりあい 鶴岡西地域包括支援センター 地域包括支援センターふじしま 地域包括支援センターはぐろ 地域包括支援センターくしひき 地域包括支援センターあさひ 地域包括支援センターあつみ	第1学区・第4学区 第2学区・齊・黄金 第3学区・湯田川・田川 第5学区・京田・栄 第6学区・大泉・上郷・ 三瀬・由良・小堅 大山・加茂・湯野浜・西郷 藤島地域 羽黒地域 櫛引地域 朝日地域 温海地域

イ. 障害者相談支援事業

在宅の障害者に対し、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、就労支援、介護相談及び情報の提供等を総合的に行います。

対象分野	設置箇所数	設置形態	相談支援機関	対象者・対象圏域
障害	2	委託	障害者相談支援センターにこころ	障害者・市内全域
			相談支援センターあおば	障害児・市内全域

ウ.利用者支援事業

すべての妊産婦や子育て世帯が、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援を行います。

対象分野	設置箇所数	設置形態	相談支援機関	対象圏域
子ども・子育て	1	直営	こども家庭センター	市内全域

エ.自立相談支援事業

失業・病気・借金など様々なくらしの問題を抱えている方の相談に応じ、包括的・継続的支援を行いながら、自立した生活の提案を行います。

対象分野	設置箇所数	設置形態	相談支援機関	対象圏域
生活困窮	1	委託	鶴岡地域生活自立支援センター くらしステーション	市内全域

オ.その他の関連事業

対象分野	箇所数	相談支援機関	対象圏域
生活・福祉	1	鶴岡市社会福祉協議会 地域福祉課ふれあい福祉相談 生活・福祉に関する様々な相談	市内全域

カ.その他の本市の関連事業

対象分野	箇所数	相談窓口	相談内容	担当課
福祉全般	1	福祉事務所		福祉課
生活	1	総合相談室	家事関係、金銭関係、福祉・医療関係、近隣・環境関係、土地・建物関係、労働関係、教育関係等の相談	市民課
生活	1	消費生活センター	悪質な訪問販売、通信販売のトラブル、インターネットなどによる被害等の相談	
保健・健康	1	保健福祉センターにこふる	健康に関する相談	
こころ	1	こころの健康相談	「最近、眠れない日が続いている」「気分が沈んで元気がない」などこころの健康について、さまざまな相談に応じています。	健康課
ひきこもり	1	若者ひきこもり相談	「卒業後、進学・就職したけれど、途中で社会参加していない」「自宅中心の生活をしている」など、お困りの方はご相談ください。	
子育て	1	発達相談	乳幼児期のお子さんを対象とした発達支援を行っています。	
		虐待相談		
		子ども総合相談窓口	子育てや学校に関することなど、相談員がお話を伺い、必要な情報を提供します。	こども家庭センター
		困難を抱える女性の相談窓口		
教育	1	不登校・発達に関する相談		青少年育成センター
	1	いじめ・体罰・その他教育全般、障害のある子の就学等の相談		教育委員会

(2) 参加支援事業

本事業の目的は、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施するものです。

【本市の取組み】

既存の社会参加に向けた事業では対応できない人のため、多機関協働事業との連携等により、本人やその世帯等について、丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネート等を行います。

また、本人やその世帯の支援ニーズに応じた支援につなげるため、既存の社会資源の拡充を図るほか、社会参加につながった後もフォローアップを行うなど、本人や社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

本事業の利用は、多機関協働事業者がプランを作成し、社会参加に向けた支援を行うことを明記し、重層的支援会議で支援決定を受けた後でこれらの本事業につなぐことを基本とします。

実施主体	運営形態
鶴岡市	委託

①社会参加に向けて想定される連携先

想定される主な連携先

- ・通いの場（いきいき百歳体操実施団体）
- ・就労準備支援事業所（したくホーム、あしたば・あぐりランド）
- ・ひきこもりサポートステーション（あしたば・あぐりランド）
- ・各地域の活動、町内の活動、コミセン事業等
- ・ちょボラ場等のボランティア活動団体

②地域における資源開発や利用調整等を行うコーディネート機能を担う体制

参加支援事業の実施については、地域における資源開発又は既存の資源の拡充、そしてその資源を利用する本人や世帯に対するコーディネートが必要となるため、取組内容について関係者と検討するものとします。

(3) 地域づくり事業

本事業の目的は、既存の地域づくりに関連する取組みを活かしつつ、世代や分野を超えて住民同士が出会い交流できる多様な場や居場所の整備を行うほか、住民の交流・参加・学びの機会を生み出すための各種コーディネート、そして、これまで結びつきがなかった多様な分野の人・団体等がつながるような地域におけるプラットフォームの形成・促進等を行い、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うものです。

こうした取り組みを通じて、様々な生きづらさを抱えた人たちが、地域において孤立してしまうことのないよう、住民一人ひとりが地域の中で何らかの役割を担えるような関係性や、住民同士による気にかけ合い、支援関係機関等と地域住民の連携・協働等が生まれる環境整備を推進します。

【本市の取組み】

高齢者分野では、一般介護予防事業（通いの場等）、生活支援体制整備事業、障害児・者分野では地域活動支援センター事業、こども・子育て分野では地域子育て支援拠点事業、生活困窮者分野では民生児童委員サポーター事業を本事業として実施します。

実施主体	設置形態
鶴岡市	一部委託

②実施体制

ア. 地域介護予防活動支援事業

介護予防の取り組み機能を強化するため、介護予防を目的に開発された筋力運動「いきいき百歳体操」を主として、週1回程度住民主体で実施する「通いの場づくり」を行い、地域で行う介護予防活動を支援します。

対象分野	設置箇所数	設置形態	
高齢	175	直営	いきいき百歳体操

イ. 生活支援体制整備事業

支え合いのある地域づくりを支援するため、第1層生活支援コーディネーターと第2層生活支援コーディネーターを計12名配置し、住民・ボランティア・NPO・社会福祉法人・民間企業等の多様な主体による見守り・買い物・移送・サロンなど多様な取り組みのコーディネートを行い、地域の実情に合わせた互助の仕組みづくりを進め、高齢者等の生活支援・介護予防サービス提供体制の推進を図ります。

対象分野	設置箇所数	設置形態	地域づくり支援拠点
高齢	1	直営	市地域包括ケア推進課に第1層生活支援コーディネーターを配置
	11	委託	地域包括支援センター11か所に第2層生活支援コーディネーターを各1名ずつ配置

ウ. 地域活動支援センター事業

障害者が地域等で生活していくための支援を行い、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を図ります。

対象分野	設置箇所数	設置形態	地域づくり支援拠点
障害	1	委託	地域活動支援センター翔

エ. 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援します。

対象分野	設置箇所数	設置形態	地域づくり支援拠点
子ども 子育て	1	直営	一般型 市こども家庭センター 地域子育て支援センター等
	11	補助金	
	2	委託	
	5	委託	連携型 地域子育て支援センター(羽黒・朝日) 各児童館

才. 生活困窮者支援等のための地域づくり事業

民生児童委員の活動負担を軽減して活動しやすい環境を整えることになり手不足解消を進めるとともに、サポーター経験を通して民生児童委員の活動内容を知る機会となることで、将来的な民生児童委員候補の人材育成にもつなげます。また、多様な担い手が連携する仕組みづくりを行うことを通じて、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図ります。

対象分野	設置箇所数	運営形態	地域づくり支援拠点
生活困窮		直営	民生児童委員サポーター事業

(4) アウトリーチ等を通じた継続支援事業

本事業の目的は、ひきこもりや社会的孤立などで自ら助けを求められない場合や本人や家族が問題に気がついていない場合において、行政や支援関係機関、地域住民同士のネットワークなどから潜在的な支援対象者を把握し、本人との信頼関係を構築に向け支援するものです。

【本市の取組み】

鶴岡市社会福祉協議会への業務委託により、地域福祉ワーカーを配置（兼務）し、ひきこもりなどで支援につながっていない対象者に、継続的な電話・訪問など、本人に対して時間をかけた丁寧な働きかけを行います。本事業を利用する場合は、多機関協働事業者がプランを作成し、アウトリーチによる支援を行うことを明記し、重層的支援会議で支援決定を受けた後でこれらの事業につなぐことを基本とします。

また、エリア毎に地域包括センター職員や市地区担当保健師、地域福祉ワーカーが参加する地域ケア推進担当者会議、民生児童委員定例会等で情報収集を行い、支援関係機関や地域の関係者との連携を通じ、自ら助けを求められない方を把握し、支援につながるような働きかけを行います。

実施主体	運営形態
鶴岡市	委託

(5) 多機関協働事業

本事業の目的は、既存制度等では対応できない支援ニーズや、単独の支援関係機関では対応が難しい支援ニーズがある事例について、関係する相談支援機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体に係る種々の調整を行い、支援者を支援する役割を担い、関係者の連携の円滑化を進めることで、チームによる伴走支援を目指します。

【本市の取組み】

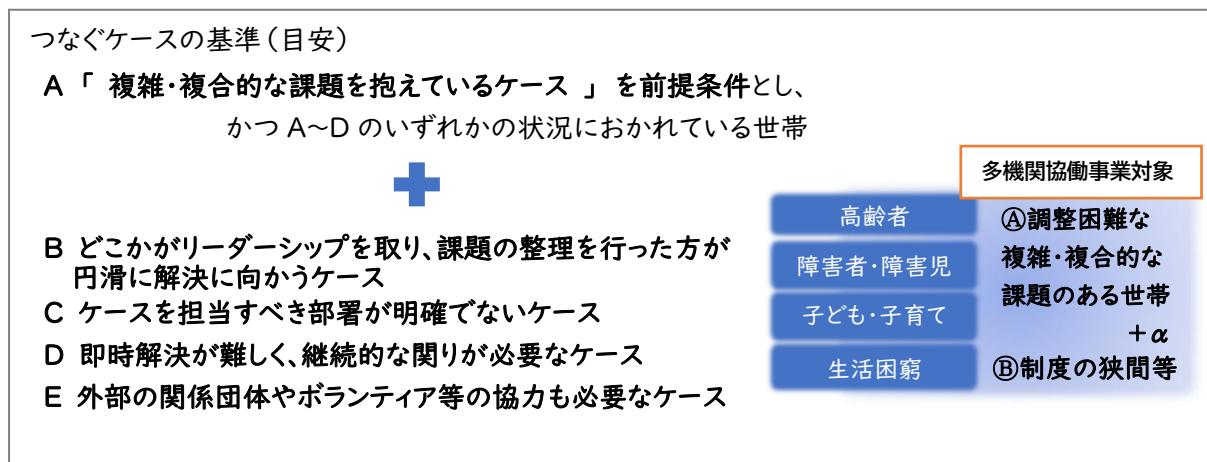
鶴岡市社会福祉協議会への業務委託により、地域福祉ワーカーを配置（兼務）し、単独の支援機関では対応が難しい事例や制度の狭間に置かれたどこにもつながらない狭間の事例について、必要に応じて重層的支援会議及び支援会議にかけて支援方針を決定します。

また、市としては、福祉専門職向けの研修会を開催し、世代・分野を問わず、様々な関係機関と顔の見える関係性をつくり、包括的な支援体制の整備を推進します。

実施主体	運営形態
鶴岡市	一部委託

①多機関協働事業に「つなぐケース」

多機関協働事業の対象は、以下の「つなぐケースの基準」を参考に、多機関協働事業につなげます。



②つなぎ先・相談先

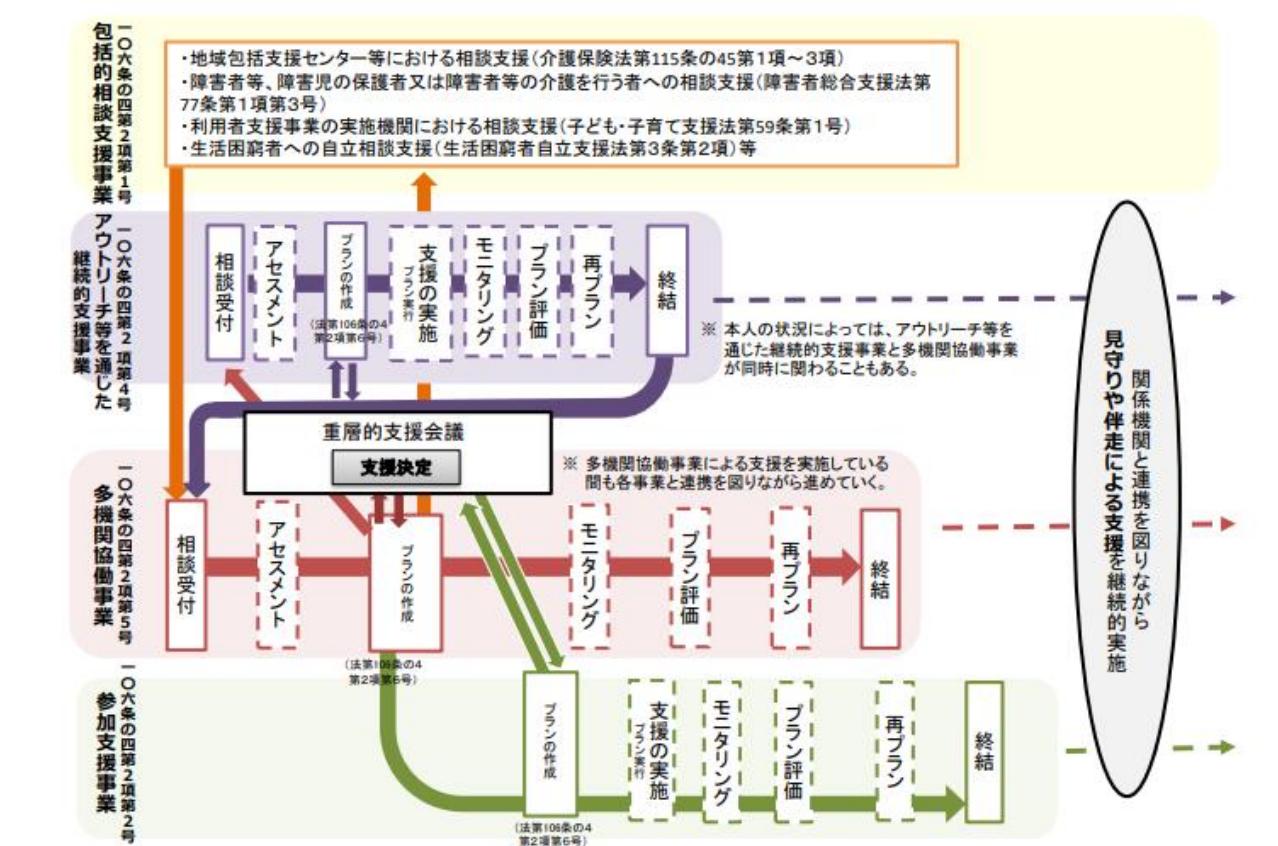
鶴岡市地域包括ケア推進課、多機関協働事業者(鶴岡市社会福祉協議会)

③相談支援包括化推進員の配置と役割

相談支援包括化推進員は、世帯全体の課題を受け止めるため、相談支援包括化推進会議の開催等、多職種・多機関のネットワーク化を推進するものです。

市における各領域の相談支援機関や社会福祉協議会において、相談支援包括化推進員を配置し、上記のつなぐケースの基準に基づき、多領域の関係機関等による対応が必要とされるケースについて判断し、下記のつなぎ先につないだ上で対応を検討します。

重層的支援体制整備事業における支援フロー(イメージ)



4.多機関協働事業の推進体制

1) 重層的支援会議等の各種会議

複雑化・複合化した課題や狭間の課題を抱える世帯を多分野が連携し一体的な支援を実施するため、重層的支援会議・支援会議を実施します。

重層的支援会議は、個々の対象者に係る支援プランの決定等を行い、継続的な支援を行うことを目的とするものです。一方、支援会議は、関係機関の狭間で、適切な支援が行われないといった事例の発生を防止するとともに、深刻な状態にある世帯等支援を必要とする人を早期に把握し、確実に相談支援につなげることを目的とするものです。

支援会議と重層的支援会議の整理

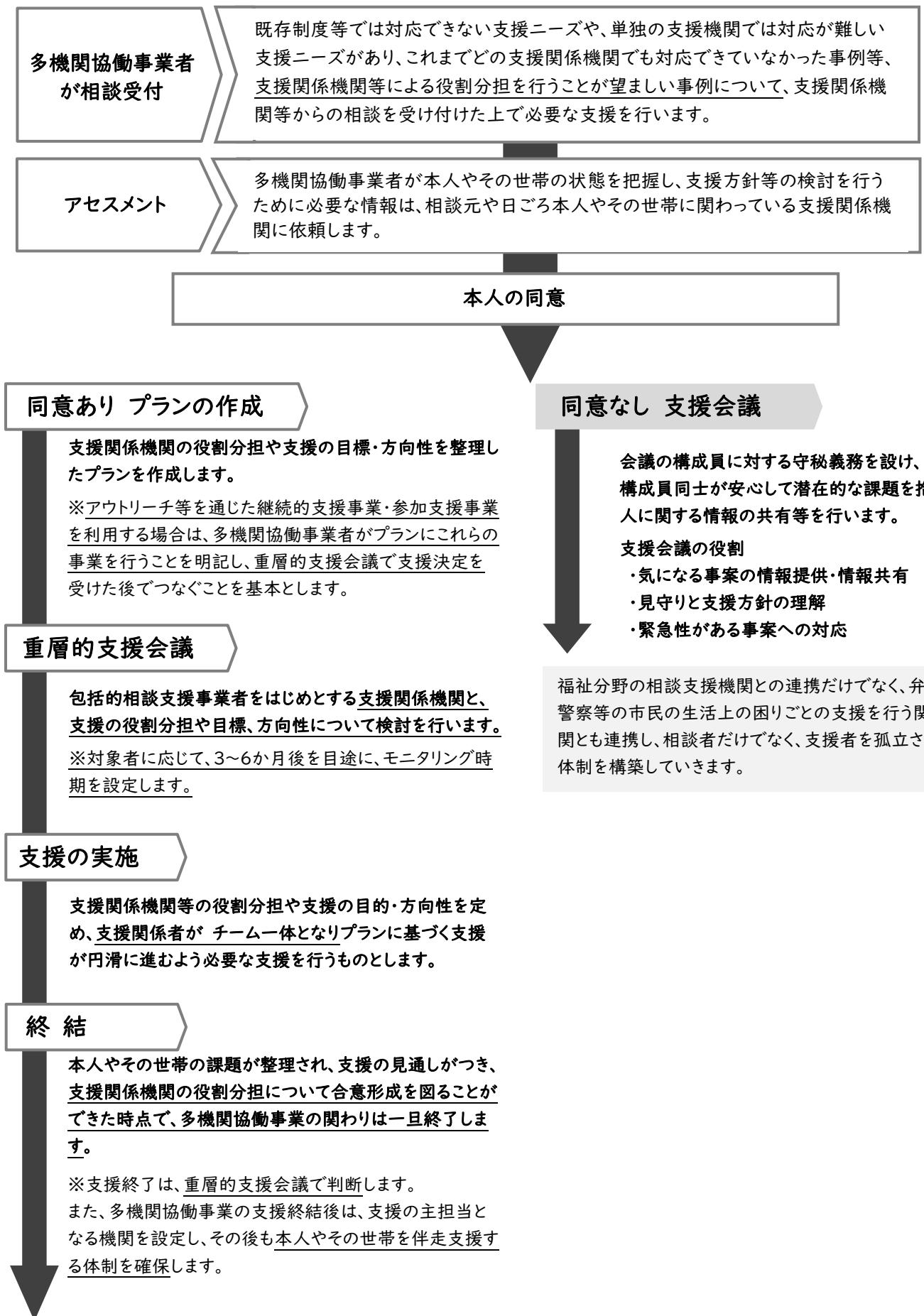
	支援会議	重層的支援会議
設置根拠	法律(社会福祉法第106条の6第1項)	実施要綱 自治体事務マニュアル等
設置(開催)主体	市町村	多機関協働事業者
対象	市町村が支援決定したケースに限らない	市町村が支援決定したケース
関係機関との情報提供	<p><u>本人の同意がなくても可能</u></p> <p>※支援会議における情報等の提供は、個人情報保護法や他の法令による守秘義務に違反しない</p> <p>※第三者へ秘密を漏らした場合の罰金あり</p>	<p><u>本人の同意が必要</u></p>
主な目的	<p><u>・関係機関間の情報共有による、支援を必要とする人の早期把握・支援へのつなぎ</u></p> <p><u>・地域における支援体制の検討</u></p> <p>(取り扱う事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人同意が得られず、適切な情報の共有や連携を図ることができない事案 ・世帯全体として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の間で把握・共有されていない事案 	<p><u>・プラン案の適切性の協議</u></p> <p><u>・支援提供者によるプランの共有</u></p> <p><u>・プラン終結時等の評価</u></p> <p><u>・個々のニーズに対応する社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討</u></p>
会議の構成員	<p>事例に応じて、必要な関係機関を招集します</p> <p>※想定される関係機関地域包括支援センター、障害者相談支援センターにこころ、こども家庭センター、地域自立支援センターくらし、地区担当保健師やケースワーカー等市役所関係課、民生児童委員、その他市長が必要と認めるもの</p>	
開催頻度	市や多機関協働事業者である鶴岡市社会福祉協議会が必要と判断したときに、開催します	

出典:第29回社会保障審議会福祉部会資料

2) 支援関係機関間の連携に関する事項

本市では、制度の狭間に置かれたどこにもつながらない狭間のケースや複雑化・複合化した課題を抱え単独の支援関係機関では対応が難しい事例については、地域ケア推進担当者会議等の既存の会議体を活用し、関係機関の連携を強化し、既存の相談窓口の対応力の向上を目指します。必要に応じ、多機関協働事業につなぎ、支援していきます。併せて、庁内連携会議を実施し、庁内の連携を推進していきます。

3) 多機関協働の流れ



5.実施計画の推進体制

1)市の推進体制

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画(Plan)を立て、実行(Do)、その進捗状況を定期的に把握・評価(Check)したうえで、その後の取組みを改善する(Action)、一連のPDCAサイクルを回し、重層的な支援体制の構築に努めます。

なお、学識経験者や医療・福祉関係者、公募市民等で構成する地域福祉推進委員会(仮称)において、地域福祉計画の評価・検証と合わせて、評価・見直しを行います。

2)重層的支援体制整備事業の評価指標

複雑化・複合化した課題や狭間の課題を抱える世帯への相談支援に関する評価は、単に定量的な指標だけで評価できるものではなく、個別事例に関する身体的・精神的健康状態、経済的状況、居住環境等の状況、家族関係の状況、近隣等社会との関係などの改善が図られるなど、定性的な評価指標による評価も必要と考えられ、個別事例の評価については、今後、評価指標の内容について検討します。その上で、本事業の経年的な変化などを把握するために、以下の評価指標を設定します。

多機関協働事業	現状値(R7)	目標値(R12)
新規相談受付件数		
支援プランの策定件数		
重層的支援会議の開催回数		
支援会議の開催回数		
アウトリーチを通じた継続支援事業		
地域からの情報等の支援対象者の把握件数 (相談受付件数)		
支援プランの策定件数(アウトリーチプラン)		
参加支援事業		
支援プラン策定件数(参加支援プラン)		

3)事業の見直しに関する事項

多機関協働事業と、国が示す当該事業及び交付金の方向性を踏まえた事業運営体制について、継続的に検討・見直しを行っていきます。